

北朝鮮当局による拉致問題

拉致問題 の解決に 向けて

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務と定められました。また、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題の解決には、被害者や御家族の早期帰国を願う思いを忘れることなく、解決を望む国民の強い意志を絶えず北朝鮮に訴えていくことが大切です。

埼玉県では、「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」を制定し、令和6年12月24日から施行しています。

相手のことを考えよう

インターネット による 人権侵害

パソコンやスマートフォン等の普及により、情報の収集・発信、ネットを通じた人と人とのコミュニケーションはとて身近になり、私たちの生活は飛躍的に便利になりました。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗・中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。また、子どもや青少年がSNSの利用によって、犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

悪質な事案に対しては、プロバイダ等に当該情報等の停止・削除を申し入れるなどの対応が図られています。しかしながら、インターネット利用者一人ひとりが、個人の名誉・プライバシーに関する正しい理解を深めるとともに、加害者にも被害者にもならないために、インターネットが公共空間であることを認識し、モラルやルールを守り利用することが必要です。

どんな病気なのか、正しく理解してほしい

感染症に 関連する 人権

現在、わが国では、さまざまな感染症や難病等の病気を抱えて暮らしている方々があります。

HIV感染症・エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症などは、その病気や感染経路についての偏見や無理解から、患者や感染者が差別されることがあります。

そのことが、患者、感染者やその家族が、安心して生活を送る妨げとなっています。

目に見えない敵であるウイルスへの不安や恐れを感じた時には行き過ぎた不安に駆られず、公的な機関の提供する正確な情報に基づき、冷静に行動しましょう。

みんなで分かりあいましょう

その他の 人権

社会には、まだまだ多くの偏見や差別があります。

たとえば、アイヌの人たちに対する、固有の伝統的な儀式や祭事など民族の違いから起こる差別。刑を終えて出所した人やその親族に対する根強い偏見のために社会復帰が困難になること。犯罪被害者とその家族は、被害に対する精神的負担以外に無責任なうわさやマスメディアによる過剰な取材のために、プライバシー侵害や名誉さそんなどの二次的な被害を受けるというような深刻な問題が多くあります。

また、災害時の避難所におけるプライバシーの問題や、高齢者・障がいのある人・子ども・外国人など、いわゆる「要配慮者」への対応も課題となっています。

このほかにも、ハラスメントやケアラー・ヤングケアラー・ひきこもりに関する人権問題なども発生しています。

全ての人の人権が適切に守られるよう、市民の一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めていくことが大切です。

差別のない明るい社会を

～人権尊重社会を目指して～



令和6年度 行田市人権ポスター優秀作品 行田市立太田小学校5年 野田 周

人権について、みんなで考えてみましょう。

人権とは、なんだろう？

「何だか堅苦しいもの」「テレビのニュースではよく聞くけれど…」なんて思っていないですか？

誰もが自分らしく生きたい、幸せになりたいと願っています。

そんな願いをかなえるために、みんなが平等でお互いを尊重しながら、一人ひとりが「人間として幸せに生きる権利」を人権というのではないのでしょうか。

人権とは、難しいものではなく、私たちの日々の生活の中でとても身近なものなのです。

行田市・行田市教育委員会
行田市人権教育推進協議会

- 市内の各小・中学校から応募のあった人権標語の優秀作品集を市ホームページに掲載いたしました。



- 電話やインターネットによる人権相談はこちらへ(詳細は、市ホームページをご確認ください)

みんなの人権110番 0570-003-110
こどもの人権110番 0120-007-110
女性の人権ホットライン 0570-070-810
インターネット人権相談

SOS-eメール <https://www.jinken.go.jp/>
Ministry of Justice 0570-090911
(外国人権相談)



人権について、みんなで考えてみましょう。

男女共同参画社会の実現

女性の 人権

人びとの意識や行動、習慣などの中には、いまだに、女性に対する差別や偏見、性別による固定的な役割分担意識などが見受けられ、職場での差別的処遇等も多く、課題も残されています。

また、夫・パートナー等からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春やストーカー行為などの女性に対する暴力は、極めて深刻な問題となっています。さらに、女性の人権を侵害する性・暴力表現などの情報が、インターネット等を含め、メディアにおいて増加しています。

このような状況の中、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。さまざまな問題を抱える女性を支援するための施策を推進し、人権を尊重していくことが求められています。

大人とともに社会を構成するパートナー

こどもの 人権

こどもには、虐待や差別からの保護はもちろんのこと、教育を受けること、のびのびと遊ぶこと、自由に自分の意見を述べることや表現することが認められています。

しかしながら、現実には児童虐待・いじめ・不登校・ヤングケアラー問題など、こどもの権利に関する重大な問題が発生しています。

こどもが安全に健やかに成長するために、こどもを大人と同じ社会のパートナーとして認め、大人が責任をもってこどもを保護し、こどもの意見を尊重して、こどもにとっての最善利益を図ることが重要です。

こどもたちの人格を大切に、それぞれのこどもの持つ「すばらしさ」を尊重していく社会を築いていきましょう。

いきいきと生きていくために

高齢者の 人権

急速に進行する社会の高齢化に伴い、さまざまな問題が生じています。

高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売や財産奪取などの犯罪を含む財産面での権利侵害などが懸念されています。

年齢などにより、一律に弱者とみるような誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を生じさせていますが、豊富な知恵や技術、経験を持つ高齢者から学ぶことは沢山あります。

豊かな気持ちで幸せになりたい、と願うことに年齢は関係ありません。

だれもが、いつまでも、生きがいを持ち、お互いの考え方や、生活習慣を理解し合いながら、住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会を実現していきましょう。

バリアをなくそう

障がいの ある人の 人権

障がいのある人も、ない人も、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、地域の中で共に生活する社会を実現するには、さまざまな障壁(バリア)を取り除かなければなりません。

バリアには、物理的なものや、制度的なもの、文化・情報に係るものや私たちの意識に関わるものなどがあります。こうした日常生活や社会生活上のさまざまなバリアを取り除くという考え方がバリアフリーです。

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、法律では、障がいを理由とする「不当な差別的取り扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」が求められています。

あなたの心の中に「バリア」はありませんか？

そのバリアを取り除くためには、障がいのある人となない人が、コミュニケーションを図ることが大切です。それは、例えば、街で車いすが動かなくて困っているときや、歩道に障害物があるときなど、障がいのある人へのちょっとした手助けから始まります。

行田市では、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、令和5年12月に「行田市障がい者差別解消推進条例」を施行しました。



正しく理解することが問題解決につながります

同和問題

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお、日常生活の中でいろいろな差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

同和地区に生まれ育ったということなどを理由とした不合理な偏見により、交際を避けたり、結婚をとりやめたりすることは、基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

これまでの取り組みにより差別意識や偏見については着実に解消に向けて進んできてはいるものの、時として差別的な発言や落書き、インターネットの匿名性を悪用した差別情報の流布や不正な手段による身元調査が行われるなど、いまだに課題として残っています。

こうした中、平成28年12月に、部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、また、令和4年7月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

私たち一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、相手に対して思いやりの気持ちを持つとともに、差別を許さないという強い意志を持つことが大切なのです。

「外国人というだけで…」態度を変えたり、差別をしないで

外国人の 人権

世界には、いろいろな人種や民族が存在し、多様な文化があります。

人種や言語、宗教、習慣等の違いから偏見や誤解などにより、心に壁をつくったり、関わりを持たないようにしていませんか？

宗教上の理由で食べられない物がある、その国の民族衣装で学校や職場に通う人など、それぞれの立場を認め合い、ともに国際社会を生きる一員として、さまざまな人権問題の解決を実現させましょう。

近年、特定の国籍の人びとを排斥する趣旨の差別的言動である「ヘイトスピーチ」が社会的問題となっています。こうした言動の解消に向けた取り組みを推進するため、「ヘイトスピーチ対策法」が平成28年6月に施行されました。

外国人も日本人も一人の人間として、そして同じ地域で暮らす一員として、お互いを理解し合い、認め合い、助け合うことが大切なのです。

外国人総合相談センター埼玉:

Saitama Information & Support (SIS) Consultation (Said, oh.) is made of a word of 13 (word)!(048-833-3296)

性のあり方はさまざまです

性的少数者の 人権

最近「LGBTQ」という言葉を見たり聞いたりする機会が増えています。これは、レズビアン(L:女性同性愛者)、ゲイ(G:男性同性愛者)、バイセクシュアル(B:両性愛者)、トランスジェンダー(T:「身体の性」と「性自認」が一致しない人)、クエスチョニング(Q:性のあり方が特定のあり方に属さない、決めていない、決められない)やクィア(当たり前ではないとされる性のあり方を包括的に表す言葉)の頭文字をとったもので、性的マイノリティを表す総称のひとつとして使われています。

さらに、LGBTQ以外にも、さまざまな性のあり方があります。

個人の性について考えるときには、「身体の性別」、「性自認」、「性的指向」などいくつかの側面からとらえることが必要です。

「身体の性別」は、生物学的に男性か女性かを指すもので、身体的な特徴からある程度客観的に判断されますが、男女いずれかにも分けにくい場合もあります。

「性自認」は、本人が主観的に自認する性別のことで、「心の性」ともいいます。必ずしも男女に当てはまらない場合もあります。

「性的指向」は、自分が恋愛・性愛の対象とするのは男性なのか女性なのか、あるいは性別にかかわらず対象とするのかということです。

本市では、一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指し、令和3年4月1日から、性の多様性を尊重する「行田市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。また、埼玉県では、令和4年7月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行しました。

偏見や差別を無くすためには、性的少数者の良き理解者・支援者となることが大切です。